

## 新型コロナウイルス感染症 最新情報 全数把握の見直しについて

- ① **全数届出の見直しを「令和4年9月26日(月)」開始**  
→全国一律による見直しです。



- ② **医療機関から提出される「発生届の対象者の限定」**  
→重症化リスクのある方など4類型に限定となります。

・65歳以上の方 ・入院を要する方 ・妊婦の方  
・重症化リスクがあり、かつコロナ治療薬の投与又は酸素投与が必要な方

- ③ **発生届出の有無に関わらず、陽性者には「療養期間中の外出自粛」、濃厚接触者には「決められた期間の自宅待機」をお願い**  
→外出の自粛は、**法律(感染症法第44条の3)に基づくもの**となります。  
**！療養期間中は、外出を控え、人との接触を避けるようにしましょう。**

- ④ **発生届の有無に関わらず、「体調悪化時の相談体制」「支援体制」を継続**  
→フォローアップセンター、診断を受けた医療機関、  
かかりつけ医による相談対応  
→宿泊療養・生活支援・健康相談等、必要な支援は継続  
→発生届対象外の方で、支援を必要とする方の情報については、  
**本人等の申し出**(陽性であることが推定される書類などを含む)等  
により把握

- ⑤ **「陽性者数の把握・公表方法」の変更**  
→HER-SYS(ハーシス)のシステム改修により、  
**医療機関毎に年代別総数を簡易に報告**  
→医療機関所在地を管轄する保健所別陽性者数の公表へ変更



## ☆「**新型コロナに感染したかも…?**」と思ったら☆

### ①あわてずに、**症状や常備薬を確認**しましょう！



→症状がある場合は、**登校・出勤を控え、早めに受診**しましょう

- ・**かかりつけ医**や、**診療検査医療機関**([福島県ホームページ\(pref.fukushima.lg.jp\)](http://pref.fukushima.lg.jp)掲載)に相談を！
- ・相談先に迷う場合は、「**受診・相談センター(0120-567-747)**」へ！

### ②**抗原定性検査キット**を用いて確認してみましょう！

→抗原定性検査キットは、国が承認したキット(〔**体外診断用医薬品**〕または〔**第1類医薬品**〕と表示されています。)を使いましょう。入手方法については、**福島県新型コロナ検査キット配布センター:0120-941-546(土日祝日を含む9時~19時)**までお問い合わせください。なお、配布の対象には条件があるため、詳細は福島県ホームページ([pref.fukushima.lg.jp](http://pref.fukushima.lg.jp))をご覧ください。

## 11月は「**薬剤耐性(AMR)対策推進月間**」です！

政府では、毎年11月を「**薬剤耐性(AMR)対策推進月間**」と定めています。

**薬剤耐性(AMR)**とは、**感染症の原因となる細菌に抗菌薬が効きにくくなる、または効かなくなる**ことです。細菌に使用する抗微生物薬を抗菌薬(抗生物質)といいます。抗菌薬が使用されると、抗菌薬の効く菌はいなくなり、**AMRをもった細菌が生き残ります**。その後、AMRをもった細菌は**体内で増殖**し、**ヒトや動物、環境を通じて世間に広がります**。**抗菌薬の不適切な使用**はこれを助長させます。

**風邪**など抗菌薬が効かない感染症には使用せず、**本当に必要な時に限って使う**ことが大切です！

**未来に使える抗菌薬を残すために、  
AMRへの対策に取り組んでいきましょう！**



参考:内閣官房ホームページ、AMR臨床リファレンスセンター

発行日:令和4年9月26日

発行元:福島県県北保健所 医療薬事課 感染症予防チーム

住所 〒960-8012 福島市御山町8-30

電話 024-534-4113

ホームページ:検索キーワード

福島県県北保健所